



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2019年12月23日号

かかりつけ医機能を評価する加算の要件見直しが論点に ~診療報酬改定に向け

《背景》 2020年度診療報酬改定に向けた中央社会保険医療協議会の議論の中で、かかりつけ医機能を評価する初診料の機能強化加算と、診療所再診料の地域包括診療加算について、算定要件(施設基準等)を見直すことが論点に挙げられた。

《解説》 機能強化加算については現在、患者への情報提供に関し、「健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている」旨の院内掲示が要件となっています。そこに新たに、かかりつけ医機能や患者が得られるメリットなどの文書説明を求めるかどうか論点に挙げられました。ただし、説明時間の診療への影響を考慮し、必ずしも医師からの説明でなくてもよいという考え方です。また、地域包括診療加算については、在宅医療に係る要件や時間外の対応体制等の要件を緩和することが検討対象となっています。これは、調査で把握された「届出を行うに当たり、満たすことが困難な要件」の見直しとして挙げられたものです。

◎かかりつけ医機能の評価について論点に挙げられた事項(抜粋)

初診料

**機能強化加算
(80点)**

かかりつけ医機能および患者が得られるメリットなどについて、書面で説明することを要件に加える(説明するのは院内スタッフでも良い)。

再診料

**地域包括診療加算
(25点または18点)**

診療現場から「届出に当たり、満たすことが困難な要件」に挙げられていた事項を踏まえ、在宅医療や時間外の対応に係る要件を緩和する。

検討事項

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867